

令和4年8月 松島町教育委員会

はじめ		P1
-	子ども読書活動推進計画の基本的な考え方 ————	P2
	子ども読書活動の意義	
2	計画策定の背景	
第2章	読書活動推進のための基本的方向	Р3
1		
2		
3	広報・啓発活動の推進	
第3章	計画推進のための具体的な方策	P4
1	家庭地域における読書活動の推進 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	P4
2	幼稚園、保育所、認定子ども園における読書活動の推進 ――――――	P5
	(1)本に親しむための機会提供・充実	
	(2)読書環境の整備	
	(3)保護者等への読書活動の働き掛け	
3	学校における読書活動の推進	P6
	(1)読書活動の充実	
	(2)学校図書館の充実	
	(3)学校図書館のネットワーク化	
	(4)司書教諭等の配置と人的充実	
_	(5)特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動の推進	
4	図書室における読書活動の推進	Р9
	(1)図書館機能の充実	
	(2)集会・展示活動の充実	
	(3)職員の資質向上及び人材の配置と育成	
	(4)障害のある子どもたちの読書活動の推進	
	(5)広報活動の充実	
資料編		P12
	子どもの読書活動の推進に関する法律	
_	学校図書館法	
	文字・活字文化振興法	
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	
5	学校教育の情報化の推進に関する法律	
6	子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向け	て
	~令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境~	

はじめに

宝島の海賊たちが盗んだ財宝よりも、 本には多くの宝が眠っている。 そして何よりも、宝を毎日味わうことが出来るのだ。

~ ウォルト・ディズニー(実業家・エンターテイナー アメリカ)~

読書の大切さについては、昔から、脈々と語り継がれてきました。 例えば、そのことは、4文字熟語にもしっかり生きています。

- ・一読三余 読書をするのに都合のよい三つの余暇のこと。冬の季節、夜、雨天の日の三つ。
- ・一読三嘆 すばらしい詩文などをよみ、感銘を受けること。 または、そのような名文、書物のこと。
- ・熟読玩味 文章をしっかりと読んで、その意味を落ち着いてゆっくりと考えて味わうこと。
- ・熟読三思 しっかりと考えながら読んで、その内容を繰り返し考えること。 「熟読」は文章をしっかりと考えながら読むこと。「三思」は何度も考えること。

今はどうでしょうか。

特に子どもたちの読書はどうでしょうか。

子どもたちを取り巻く環境は、情報通信手段の普及により容易に多様な情報に触れることが可能な社会となり、利便性が向上した反面、インターネット、スマートフォン、 SNS 等の利用により、乳幼児期から本に親しむ機会や時間が無くなるほど、電子メディアの普及が子どもの読書環境に影響を与えている可能性にも言及され、子どもの「読書離れ」が一層指摘されております。

このような事態に危惧した国も、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第1次)を策定、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月に「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、現在これに基づいた取り組みが進められています。

本町においても、読書を通じて広い世界を知り、異なる世界の人・もの・ことに触れ学びを深めます。読書は、知識の獲得と共に、多様な価値観や幅広い教養、豊かな感性などを蓄え、言葉を介した経験を蓄えることができ、このことは、子どもの夢、憧れ、志を育み時代の変化にかかわらず、無限の可能性を広げていくことができます。そのために、本年度、本町では「松島町子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画が読書活動推進の一助となれば、幸いです。

令和4年(2022)8月 松島町教育委員会

第1章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 子ども読書活動の意義

今日、子どもたちを取り巻く環境は、テレビ、DVD、ゲーム、インターネット、スマホ等の普及により激変し、それに伴って、子どもたちの読書(活字)離れが深刻な状況になっています。

子どもたちの読書活動は、言葉の意味を知るのみにとどまらず、「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」などの力を育て、豊かな人間性を育み、人生を過ごしていくための財産となり、生きる力ともなります。 また、教養、価値観、感性などを豊かにするなど、人間形成にも大きな役割を担っています。

このように、計り知れない価値を持っている子どもの読書活動は、幼い頃から習慣化することが重要だと考えます。そのためには、子どもの保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、かかわっていくことが改めて必要になってきます。

そうした観点から、子どもの読書活動を推進していくことは、重要であり、町全体の問題として、家庭・地域・学校・図書室等でそれぞれの分野で担うべき役割を認識した上で、相互に連携をしながら子どもの主体的な読書活動を支えるための条件整備に取り組んでいくことが必要になってきます。

2 計画策定の背景

読書離れに歯止めを掛けたい国は、子どもの読書活動を推進するため、平成12年を「子ども読書年」と定め、翌年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)を制定しました。

この法律では、子どもの読書活動を推進するための基本理念や、国及び地方公共団体の責務等を明確にし、施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。これに基づき国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、公表しました。

さらに、平成17年10月には、本や新聞など活字に親しみやすい環境の整備を図り、「言語力」 を育てることを目的とした「文字・活字文化振興法」も制定しています。

また、令和元年6月には、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により読書が困難な人の読書環境の整備を推進し、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(通称「読書バリアフリー法」)が制定されました。今後、読書が困難な子どもの読書環境の充実に向けた取り組みも今まで以上に進めていく必要があります。

現在、国は平成30年4月に策定した「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 に沿って施策を進めています。そこには、

- ①中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ②高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性
- の三項目が大きな課題として示されており、その課題に対して

- ①読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取り組みを推進
- ②友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取り組みを充実
- ③情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

の三項目を掲げ、国、都道府県、市町村は、子どもの実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取り組みの充実・促進を図ることが望まれるとしています。

本町においても、本計画に反映されております。

第2章 読書活動推進のための基本的方向

1 子ども読書環境の整備

子どもの読書環境の充実を推進していくためには、子どもの身近なところに読書のできる 環境を整備していくことが大切になってきます。

幼稚園・保育所等では、絵本のコーナーの設置などにより、子どもが自由に絵本を選び、保護者とともに楽しんだりできるような環境の整備を行います。

また、学校や地域の図書館、勤労青少年ホーム内図書室においては、子どもが好きなときに 十分に本に接することができるよう、さまざまな図書資料を配置するとともに、図書資料につ いては、子どもたちの意見も汲みながら発達段階や一人ひとりの特性に応じたものを、今まで 以上に購入していく予定でいます。

2 読書に関わる人材の育成と充実

子どもの読書にかかわる大人たちは、人生の最初に出会う本を子どもに手渡し、生涯にわたる読書へと誘う役目を担っており、中でも子どもの読書習慣を定着させるためには、最も身近な存在である保護者が、積極的に子どもの読書活動にかかわっていくことが重要と考えます。

乳幼児期はもちろん、自分で本を選び、読むことができる学齢期となっても、子どもの要求に応じ、適切な助言のできる大人の存在は重要です。

読み聞かせやストーリーテリング(*)、ブックトーク(*)等の実施、知的関心の発達に伴って生じてくる疑問に答えるレファレンス(*)などを通じて、子どもは読書への興味を継続し、発展させていきます。

とりわけ、特別な支援を必要とする子どもたちが読書に親しむ機会を増やすためには、一人ひとりの特性を知り、それに応じた対応をする必要があります。そのためには、幼稚園・保育所等、学校、勤労青少年ホーム内図書室などにおいて、家庭や子どもと本をつなぐ専門的な知識を持つ人材の育成と適切な配置を行うことを努めます。

*ストーリーテリング

多くの場合、語り手が物語を暗記して、本を見ずに子どもに聞かせること。子どもは頭の中でさまざまな場面を想像しながら聞くことができる。

*ブックトーク

あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながらいろいろな 本の内容を紹介すること。

*レファレンス

図書館において、情報を求められた際に、情報の探し方や、その情報を得ることができる図書資料等の紹介を行うこと。

3 広報・啓発活動の推進

子どもの読書活動の推進に向けて、その意義や重要性について広く町民の理解と関心を高めるとともに、読書に対して継続して興味が持てるよう、広報・啓発活動を行っていくために、学校図書館見学や勤労青少年ホーム内図書室、広報紙を通じて図書館の機能の広報・啓発活動の推進に取り組んでいます。

また、保護者や周りの大人たちが読書の意義や大切さについて正しい認識を持つことに加え、実際に読書に親しむ姿を見せることが、子どもに与える効果があるとされていることから 大人の世代に対しても、生涯にわたる読書の大切さを広報し、啓発していきます。

第3章 計画推進のための具体的な方策

1 家庭地域における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中で継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会を充実し習慣化できるような役割を果たしていくことが重要です。

そのため家庭においては、読み聞かせや一緒に本を読むなど、保護者の積極的なかかわりにより、子どもが読書に親しむきっかけをつくるとともに、読書習慣を身に付けることができるよう、家庭内の環境を整えることが必要となります。

また、この取り組みにより、子どもと保護者が向き合い、同じ時間を過ごすことが、家庭内のコミュニケーションをより深め、家庭での絵本とふれあう経験が、幼稚園・保育所・学校等における読書活動にもつながります。

【具体的な方策】

① 読書の楽しさを伝えるための、絵本の読み聞かせ会やおはなし会などの情報やファーストブックの選書などの相談などに、かかわっていくことを促します。

- ② 家庭での読書を介したコミュニケーションづくりについて啓発に努めます。
- ③ 子どもに薦めたい本を、ポスターやチラシなどを活用して紹介します。
- ④ 家庭で読書に親しめるよう、読み聞かせに適した絵本の紹介や読み聞かせの方法について保護者に伝えます。
- ⑤ 子どもの学習や調査研究に協力できるように、質のよい本を選書し、幅広く収集するように努力します。
- ⑥ 乳幼児検診や育児相談など様々な場面を活用しながら、専門職員(図書館司書、学校司書、図書司書業務補助員など)を派遣することで、家庭での読書習慣が定着するよう普及・ 定着に努めます。

2 幼稚園、保育所、認定子ども園における読書活動の推進

(1)本に親しむための機会の提供・充実

乳幼児期に絵本を通して心満たされる幸せな時間を過ごすことは、その後の読書習慣につながるだけでなく、生きる力や想像する力等を育む重要な経験です。

幼稚園・保育所等においては、日常保育や、未就園児童を対象として実施している「子育て 支援活動」の中で絵本の読み聞かせ等、子どもたちが絵本や物語に親しむための活動を積極 的に行っています。

身近な場所に図書コーナーを作り、いつでも手に取れる状態にすることで絵本に親しみをもち、好きな時に読んでもらうことで、喜びや楽しみを味わう経験を重ねることが大切になってきます。しかも、幼児期には、お話や読み聞かせに十分な時間を取ることで、子どもたちは物語の世界を楽しみ、それを「ごっこ遊び」に展開することができるようになっていきます。また、絵本の世界に遊ぶためには、子ども自身の好奇心の広がりに合わせた豊かな図書や環境も大切になってきます。

そこで、幼稚園・保育所等においては、教育課程や保育計画の中で絵本や物語に親しむための時間を確保するとともに、子どもが興味をもつ絵本等の充実に努めることが求められます。

【具体的な方策】

- ① 教職員等は子どもたちが絵本や物語に親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わうことができるよう、絵本の読み聞かせ等を積極的に行います。
- ② 教職員等が絵本の読み聞かせやお話(ストーリーテリング等)の大切さを共有できる学習会などを行います。
- ③ 絵本を題材にして、絵本の中のことば遊びや表現遊びを子どもたちと楽しみ、絵本の世界を共有し、絵本の楽しさに触れる機会をつくります。
- ④ 移動図書館を積極的に活用し、読書活動支援の充実に努めます。
- ⑤ 教職員の研修を実施し、能力や資質の向上を図っていきます。

(2)読書環境の整備

幼稚園・保育所等では、日頃から読み聞かせを取り入れたり、図書コーナーを設置したりし

て、子どもが自由に絵本に触れることができる環境づくりに取り組んでいます。また、保護者 に対しては、園だより等で絵本の紹介をしたり、貸出しを行ったりしています。

図書・その他の資料の充実を図るとともに、図書コーナーの設置場所や配架に配慮し、本のある生活の場を自然につくり、子どもが自由に絵本に触れることができる環境の整備を進めます。

【具体的な方策】

- ① 幼稚園・保育所等における児童用図書を充実し、子どもたちが自由に絵本に触れることができるコーナーを設けます。
- ② 子どもの興味や発達、季節等に応じた絵本を置くよう心掛けます。
- ③ 保護者等が迎えに来たときに、絵本を一緒に楽しめるように書架の配置を工夫します。

(3)保護者等への読書活動の働き掛け

近年、家庭の状況が変化しており、時間的に余裕がない日常背景や、インターネットやスマートフォンの使用背景から読書に触れる機会が減っている現状があります。そのような中、保護者をはじめ周囲の大人が、子どもの豊かな人格の形成に、読書体験が大きな役割を果たすことを改めて認識することが大切になってきます。しかも、日常的な生活体験と読み聞かせをつなげていくことで豊かな感性をはぐくみ、物語に触れる楽しみを子どもに伝えると同時に、親子で共有することも重要となります。

【具体的な方策】

- ① 保護者会の研修、クラス懇談会、参観日などの機会に読み聞かせをし、保護者にも実際 に絵本に触れてもらい、絵本の楽しさ、親子読書をはじめとする読書の重要性を伝え、親子 読書を始めるきっかけづくりに努めます。
- ② 幼稚園・保育所等で保護者等のための読み聞かせ講座などを開催し、保護者等にボラン ティアとして活動してもらうよう働き掛けを行います。

3 学校における読書活動の推進

(1)読書活動の充実

読書は心の成長のよりどころであり、知性・感性に磨きをかけ豊かな人間性を培うためには不可欠です。子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため学校においては、すべての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うことが求められています。

また、平成29年及び30年に公示された学習指導要領では、「言語能力の育成を図るため、 各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応 じて、児童生徒の言語活動を充実すること」が示されており、学校図書館を計画的に利用しそ の機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実する必要があ ります。

学校においては、国語科など各教科等の中での学校図書館の積極的な活用と併せて、読み

聞かせ、子ども同士で行うブックトークや、おすすめの本の紹介など、工夫を凝らした読書への関心を高める継続的な取り組みが引き続き必要です。

また、一部の学校で実施している「朝の読書」などの取り組みは、読書を生活の一部として 位置付けることや不読率の改善という観点から効果的です。これを今後広げていきたいと考 えています。

いずれにしても、読書活動では子どもの自主性を尊重し、個性に応じたきめ細かい対応を することが大切です。併せて、読書習慣の定着を図るためには、学校や家庭、地域が連携・協 力して、子どもと本をつなぐ楽しい方法や環境づくりの在り方を探ることが重要です。

【具体的な方策】

- ① 読書の楽しさを体得できる読書活動の創造に努めます。
- ② 学校図書館を計画的に利活用し、多様な読書及び各教科等の発展的な学習を進めます。
- ③ 図書館資料を児童生徒が主体的に利活用できるように、図書館の活用の仕方についてのオリエンテーションを行う等、利用指導や読書指導を行います。

また、図書室だけでなく教室に設置した本も充実させ学習のすき間時間に本を手に取る 習慣化も図ります。

- ④ 子ども同士でブックトークやおすすめの本の紹介を行うなど、読書への関心を高め、発達 段階に応じた読書習慣の形成を促す取り組みを推進します。例えば、図書室で借りた冊数 を子どもたちに知らせることで、意欲付けを図ります。
- ⑤ 学校の実情に応じて「朝の読書」など、読書が生活の一部として位置付けられる時間を設定します。
- ⑥ 家庭読書への呼び掛けを積極的に行います。
- ⑦ 図書館だよりなど、読書活動に関する情報発信を積極的に推進します。
- ⑧ 読書活動の推進校における研究の成果を全町的に発信します。
- ⑨ 学校司書や図書司書業務補助員、保護者や地域の方の協力のもと、読み聞かせ、図書の補修、図書掲示物の作成等の読書活動の充実に係るボランティア活動と情報交換会も推進します。

(2)学校図書館の充実

学校には、予測困難な社会を生きる子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められています。

そこで、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等のさまざまな授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されます。学校図書館が有している「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を計画的・継続的に利活用が図られるように努め、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが望まれます。

また、豊かな読書経験の機会を充実していくためには、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴 覚資料、電子資料(各種記録媒体に記録・保存された資料、ネットワーク情報資源《ネットワー クを介して得られる情報コンテンツ》等)等についても、児童生徒の発達の段階等を踏まえた 資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが大切です。

学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく 上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進することが重要です。

さらに、学校図書館が児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境 や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えられるよう努めることが大切 です。

子どもたちのさまざまな心の問題が増えてきている現在、「学校の心のオアシス」として児童生徒がリラックスできたり、豊かな生き方を模索したりする場所としての機能を更に充実させていくことが必要です。

【具体的な方策】

- ① 図書、新聞・雑誌、視聴覚資料、電子資料等、さまざまな情報・資料を収集・選択・整理し、 充実を図ります。
- ② 授業に効率よく資料が使えるように、学習計画に基づいた資料構成のプランを立て、資料選定の方針を定めるなど、学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めます。
- ③ 図書館資料の選定にあたっては、各学校において明文化された選定の基準を定め、組織的・計画的に行うとともに、学習指導要領を踏まえ、児童生徒及び教職員等のニーズに応じた偏りのない蔵書構成となるよう努めます。
- ④ ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、日本十進分類法(NDC)に基づいた配置・案内表示、興味関心をもたせる展示、居心地の良い空間づくりなど、環境整備に留意します。
- ⑤ 地域の資料や、子どもたちが学習活動で作成した資料を収集・保存します。

(3)学校図書館のネットワーク化

高度情報化社会の学校図書館では、コンピュータの導入及びネットワーク化によって蔵書情報のデータベース化や検索システムの構築が可能となり、より機能的な図書館運営ができるようになりました。

また、学校図書館間のネットワーク化も全国的に広がりつつあります。今後は、地域全体の 豊富な資料を検索できるようにして、読書指導や各教科等の学習に活用することで、より一 層、学校図書館の機能の充実を図ることが求められています。

本町では、学校ごと蔵書を検索・管理することができる学校図書館情報システムを導入し、 運用しています。これからも学校図書館のシステム化やネットワーク化の推進を図っていく予 定です。

【具体的な方策】

① 学校図書館情報システムの導入を目指しネットワーク化を検討します。

② 学校間同士の資料の相互貸借や学校と町の図書室での資料の相互貸借が、必要に応じて円滑にできるような物流のシステムについて実現の可能性を探ります。

(4) 司書教諭の配置と人的充実

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っていただきます。

学校図書館法第5条の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校には司書教諭が配置されていますが、現在のところ司書教諭は教諭等の定数内で配置されているため学級担任と兼務をしている場合が多く、学校図書館の仕事に専念できる体制づくりが課題になっています。

そこで、司書教諭が学校図書館の運営や児童生徒への図書館利用教育、教員への活発な利用方法の提案などが行えるよう、学校内での職務内容を明確にし、司書教諭(図書司書業務補助員を含む)の役割について行政・教職員・保護者の理解を図るよう努めています。

【具体的な方策】

- ① 司書教諭や図書司書業務補助員が経験を重ねながら安定して職務に従事できるよう、配置の継続を推進します。
- ② 司書教諭が活動しやすいように支援の体制づくりを進めます。
- ③ 司書教諭・図書司書等の資質向上のために研修を実施するとともに、情報の共有化を図ります。
- ④ レファレンス、読書相談に積極的に対応します。

(5) 特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動の推進

特別な支援を必要とする子どもが本と出会い、豊かな読書活動を体験できるよう、子どもの状態に応じた選書や環境の工夫、障害等に配慮された図書、視聴覚機器の活用等により読書活動支援の推進を図ります。また、宮城県図書館との連携を図りながら、読書が困難な子どもたちへの読書支援を促進します。

【具体的な方策】

- ① 子ども一人ひとりの特性に応じた読書環境を整備するとともに、読書活動を推進します。
- ② 大型絵本、触る絵本、飛び出す絵本など、読書に親しみやすい図書を身近に増やし、子どもが本に興味をもてるようにします。
- ③ ICT、点字図書、録音図書などの活用や読み聞かせ等、一人ひとりの特性に応じた読書 支援を展開します。

4 図書室における読書活動の推進

子どもたちが自分の読みたい本を自由に選び、読むことができる場所、保護者が子どもに 読ませたい本を選ぶことができる場所であり、豊富な資料が備えられていなければなりませ ん。図書館を通じて、子どもが情報を目的に合わせて活用していくための整備を行います。

(1) 図書館機能の充実

子どもたちの心の中に一生涯残る喜び、楽しみを与えてくれる質のよい図書が、子どもたち の心健やかな成長を支えることになるため、良質の図書資料の選定と収集・提供を行います。 また、乳幼児をはじめ、様々な年代のニーズを把握し図書資料の選定・収集に努めます。

【具体的な方策】

- ① 読み継がれてきたものを大切にしながら、新しい読書需要に対応できるよう、子どもが常に新しい情報を得られる資料を幅広く収集・提供します。
- ② 紙芝居の充実を図るとともに、触る絵本や布の絵本等も収集します。
- ③ 調べ学習や総合的な学習など、学校等の需要が大きい資料セットを充実させます。
- ④ 子どものために書かれた外国語の図書資料を収集します。
- ⑤ 学習指導要領や教科書の改訂を考慮した効果的な資料整備の実施に努めます。

(2) 集会・展示活動の充実

子どもの成長に応じた図書コーナーでは、リラックスして親子で楽しんで図書が閲覧できるスペースの確保をするための工夫等、読書環境の整備に努めます。

【具体的な方策】

- ① 「子ども読書の日」や「子ども読書週間」など、いろいろな機会をとらえ、子どもと保護者に 読書の喜びを知ってもらえるような取り組みを行います。
 - ○ブックラリー 期間:10月27日から11月9日①本を借りる ②本を読む ③手帳に書く ①②③×10回 ④記念品をもらう
- ② 読書ボランティア団体と連携・協力した活動を継続的に実施することを検討します。 ○読み聞かせボランティアによる絵本や紙芝居、パネルシアターを年10回程度開催

(3) 職員の資質向上及び人材の配置と育成

児童サービスを行うには、子どもの本に関する豊富な知識と子どもの発達に関する知識などを必要とすることから、自己研鑽はもとより、研修等があれば、積極的に参加を促し、職員の専門性のスキルアップを図ります。

【具体的な方策】

- ① 専門的な知識を有する職員を配置します。
- ② 職員の資質向上を図るための研修を実施します。
- ③ 県立図書館などが行う研修に積極的に参加します。

(4) 障害のある子どもたちの読書活動の推進

特別な支援を必要とする子どもが本と出会い、豊かな読書活動を体験できるよう、子どもの状況に応じた選書や環境の工夫、障害等に配慮された図書、視聴覚機器等により読書活動の支援を図る必要があります。

【具体的な方策】

- ① 大活字本やLLブック、布絵本、録音図書、点字図書などバリアフリー図書を充実させます。
- ② 手話や字幕入りの映像資料を充実させます。
- ③ 特別支援学級等への読み聞かせやエプロンシアターなどの出前図書館を実施します。

(5) 広報活動の充実

すべての子どもが、本に親しむことのできる環境を整備するため、子どもや保護者をはじめとする大人が読書の大切さや楽しさを理解できるように広報を行います。

【具体的な方策】

- ① ホームページの充実などの活用によるサービスを充実します。
- ② 「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」や読書週間に合わせて、読書会や講演会などの行事を実施し、広くその意義を周知します。
- ③ 「子ども読書の日」等のポスターを活用し、読書活動推進の啓発を実施します。
- ④ 子どもに読ませたい本のリスト、ポスターの作成や展示会の開催など、優れた図書に関する情報提供を行います。

《資料編》

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に 関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が 推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的 な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努め

るものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。) を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告すると ともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計 画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなけれ ばならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な 財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進 に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境 づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

- 第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び 教員の利用に供するものとする。
 - 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

- 第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。
- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、 指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合におい て、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行

う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

- 第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童 又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務 に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

- 第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
 - 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四一年六月三〇日法律第九八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月——日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 法 律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条 第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九三号) (施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第

六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識 及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等 を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に 基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

文字·活字文化振興法

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

- 第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。
- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵かん養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、 文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

- 第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

- 第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果 的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が 国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られてい ない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の 文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果について の出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう 努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政 上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。
- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

- 第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。
- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく 資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚 障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、 引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情 を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有 する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政 上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

- 第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的 な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的か つ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業 大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

- 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進 に関する計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければな

らない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

- 第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取り組みの促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

- 第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚 障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲 げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文 の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視 覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚 障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供について の国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書 籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作 される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作 を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取り組みに対する支援そ の他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び 第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対す る書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策 を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

- 第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩 を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の 必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端 末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講 ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等 について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、 文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公 立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍 等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関 係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となっていることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 2 この法律において「学校教育の情報化」とは、学校の各教科等の指導等における情報通信技術の 活用及び学校における情報教育(情報及び情報手段(電子計算機、情報通信ネットワークその他の 情報処理又は情報の流通のための手段をいう。次条第一項において同じ。)を主体的に選択し、及 びこれを活用する能力の育成を図るための教育をいう。第十四条において同じ。)の充実並びに 学校事務(学校における事務をいう。以下同じ。)における情報通信技術の活用をいう。
- 3 この法律において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「デジタル教材」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)として作成される教材をいう。
- 5 この法律において「デジタル教科書」とは、教科書に代えて、又は教科書として使用されるデジタル教材をいう。

(基本理念)

第三条 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術の特性を生かして、個々の児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育(児童生徒の主体的な学習を促す教育をいう。)等が学校の教員による適切な指導を通じて行われることにより、各教科等の指導等において、情報及び情報手段を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等(心身の発達に応じて、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題

- を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む 態度を養うことをいう。)が効果的に図られるよう行われなければならない。
- 2 学校教育の情報化の推進は、デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われなければならない。
- 3 学校教育の情報化の推進は、全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われなければならない。
- 4 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員 の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われなければならない。
- 5 学校教育の情報化の推進は、児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティ (サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十七条において同じ。)の確保を図りつつ行われなければならない。
- 6 学校教育の情報化の推進は、児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に 及ぼす影響に十分配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、 及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第六条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、学校教育の情報化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上 の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 学校教育情報化推進計画等

(学校教育情報化推進計画)

- 第八条 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画(以下「学校教育情報化推進計画」という。)を定めなければならない。
- 2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針
- 二 学校教育情報化推進計画の期間
- 三 学校教育情報化推進計画の目標
- 四 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 五 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 学校教育情報化推進計画は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十七条第一項に規定する基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 文部科学大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、学校教育情報化推進計画を変更するものとする。
- 5 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 6 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県学校教育情報化推進計画等)

- 第九条 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県学校教育情報化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、学校教育情報化推進計画(都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画)を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県学校教育情報化推進計画又は市町村学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策

(デジタル教材等の開発及び普及の促進)

- 第十条 国は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習を促進するため、デジタル教材等(デジタル教材及びデジタル教材を利用するための情報通信機器をいう。次項において同じ。)、情報通信技術を活用した教育方法等の開発及び普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が円滑に利用することができるデジタル教材等の開発の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(教科書に係る制度の見直し)

第十一条 国は、前条第一項の学習を促進するため、教科書として使用することが適切な内容のデジタル教材について各教科等の授業においてデジタル教科書として使用することができるよう、その教育効果を検証しつつ、教科書に係る制度(教科書の位置付け及び教科書に係る検定、義務

教育諸学校の児童生徒への教科書の無償の供与、教科書への掲載に係る著作物の利用等に関する制度をいう。次項において同じ。)について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置の実施の状況等を踏まえ、学校における情報通信技術の活用のための環境の 整備の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとす る。

(障害のある児童生徒の教育環境の整備)

第十二条 国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生 徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとす る。

(相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保)

第十三条 国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校 を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとす る。

(学校の教職員の資質の向上)

第十四条 国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るため、学校の教員の養成及び学校の教職員の研修を通じたその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

第十五条 国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入 及び情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他 の学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(学習の継続的な支援等のための体制の整備)

第十六条 国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職員間で適切に共有する体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の保護等)

第十七条 国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十九条 国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の研究開発等の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十条 国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第二十一条 地方公共団体は、第十条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域 の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 学校教育情報化推進会議

- 第二十二条 政府は、関係行政機関(文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。次項において同じ。)相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。
- 2 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に向けて ~ 令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境~

《文部科学大臣メッセージ》

12月13日に閣議決定された令和元年度補正予算案において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれました。

Society 5.0時代に生きる子供たちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。社会を生き抜く力を育み、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、世界からも遅れたままではいられません。

1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」であり、特別なことではありません。これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わります。

この新たな教育の技術革新は、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子供たちの可能性も大きく広げるものです。

また、1人1台端末の整備と併せて、統合型校務支援システムをはじめとしたICTの導入・運用を加速していくことで、授業準備や成績処理等の負担軽減こも資するものであり、学校における働き方改革にもつなげていきます。

忘れてはならないことは、ICT環境の整備は手段であり目的ではないということです。子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが必要です。その際、子供たちがICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことも重要です。

このため、文部科学省としては、1人1台端末環境の整備に加えて、来年度から始まる新学習指導要領を着実に実施していくとともに、現在行われている中央教育審議会における議論も踏まえ、教育課程や教員免許、教職員配置の一体的な制度の見直しや、研修等を通じた教員のICT活用指導力の向上、情報モラル教育をはじめとする情報教育の充実など、ハード・ソフトの両面からの教育改革に取り組みます。

今般の補正予算案は、すでに児童生徒3人に1台という地方財政措置で講じたICT環境整備に取り組んできた自治体、またこれから着実に整備に取り組もうとする自治体を対象に、1人1台端末とクラウド活用、それらに必要な高速通信ネットワーク環境の実現を目指すものです。そして、この実現には、各自治体の首長の皆様のリーダーシップが不可欠です。

この機を絶対に逃すことなく、学校・教育委員会のみならず、各自治体の首長、調達・財政・情報担当部局など関係者が一丸となって、子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に取り組んで頂きますよう、心よりお願い申し上げます。

令和元年(2019年)12月19日 文部科学大臣 萩生田光一

参考資料

- ○第四次みやぎ子供読書活動推進計画
 - 「無限に広がる未知の世界への冒険 一楽しむ読書から考える読書まで一」 宮城県教育委員会
- ○仙台市子ども読書活動推進計画(第三次) 仙台市教育委員会
- ○市町村子供読書活動推進計画の策定の手引き 宮城県教育庁生涯学習課
- ○墨田区子ども読書活動推進計画(第4次) 墨田区教育委員会
- ○第三次利府町子ども読書活動推進計画 利府町
- ○米子市子ども読書活動推進ビジョン(第三次計画) 米子市教育委員会
- ○第三次高知市子ども読書活動推進計画 高知市·高知市教育委員会